

協議会等の会議結果報告書

		課名	住宅課
会議名	令和7年度 第2回河合町空家等対策協議会		
開催日時	令和7年8月27日（水） 午後2時から午後3時30分		
開催場所	河合町役場 3階 第6会議室		
出席者	林田会長・高岡副会長・常盤委員・牛島委員・有留委員・山下委員 西藤委員(代理出席：碇谷)・梅森委員(代理出席：川村) 弓戸委員(代理出席：藤岡)・樋口委員・伊藤委員・佐藤(壮)委員 計12名 事務局：生活環境部 佐藤部長 森川次長 住宅課 岡田課長 服部課長補佐 丹下 鎌橋 筒井 計 7名 合計 19名		
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・河合町空家等対策協議会設置要綱 ・河合町管理不全空家等及び特定空家等判断基準（素案） ・特定空家等に対するフロー ・空き家勉強会について ・空き家セミナー&個別相談会について ・河合町空家等対策庁内連絡会議設置要綱 		
協議内容（概要版）			
1. 開会			
2. 委員紹介			
3. 議事	1. 議案 (1) 河合町管理不全空家等及び特定空家等判断基準（素案） (2) 第1回空家等対策協議会での3提言 (3) 第1回空家等対策協議会に関する各委員からの意見 (4) 空家等対策協議会への傍聴 2. 報告 (1) 特定空家等（第1号）への対応報告 (2) 河合町 空き家勉強会 7月26日（土）開催 町立公民館 (3) NPO法人空き家コンシェルジュ「セミナー」と「相談会」 (4) 河合町空家等対策庁内連絡会議 (5) 令和7年度空家対策の状況 (6) 北葛4町空家担当者情報交換会 (7) 空家所有者からの意見 (8) 次回協議会の日程調整		
	7. 閉会		

会議議事録（概要版）

議案（1）河合町管理不全空家等及び特定空家等判断基準（素案）

〈事務局より説明〉

常盤委員

資料①の内容ですが、科目ごとに50や40とありますが、技師職員と一般職員いずれも判断しやすいように数値化し評価するということで、例えば満点が50点だとして、この状態であれば何点減点等、実際のマニュアルみたいなものは、しっかりと保持した上で評価していくことでよろしいのでしょうか。

森川次長

今回、数値化という形で考えさせて頂きました。具体的に言いますと、この調査項目の状態があるかないかという判断をするというのが大前提であり、通学路や町道等に影響があるのか等含めて判断したうえで、点数を加算していくという仕組みになっています。先程言いましたように、住宅課の方で、管理不全空家等・特定空家等と思われる空家を数件把握しており、そちらをシミュレーションさせて頂いた結果を提示させて頂き、具体的に管理不全は何点以下なのか、特定空家は何点以上なのかといった判断等を次回の協議会で情報提供させて頂きたいと思っております。

常盤委員

今の話ですと、まず有無の確認、有無によって加算していくという説明ですが、例えば、1-1（1）建築物が著しく倒壊等するおそれがあるという部分のいで、建築物の著しい傾斜という部分で、それがあった場合は50点と自動的に加算され、そこで減はないということでおよろしいですか。

森川次長

状態があればチェックが入り、50点・40点の点数からスタートするということです。

林田会長

これはチェックボックスがあるので、横軸を見て頂くと、①であるの場合はチェックが入り、②でもあるかないかということですのでチェックが入り、周辺に影響を与える事項というのは言葉があり、倒壊や脱落・飛散等があります。最後は悪影響の程度ということで、悪影響の度合いがAとBに分かれています、④危険度の切迫性にCがついています。それぞれに点数があり、合計がA×B×Cとなっています。ようするに1倍になるか2倍になるかということです。これはとある市が実際に運用しておられ、その市のやり方であって、それが河合町の管理不全空家等、特定空家等の判定に対して合うかどうかわからないので、一度シミュレーションをしてみて、河合町に合っているかを判断し、協議会で報告して頂くということで良いでしょうか。

有留委員

この文面に記載のある著しい傾斜であるとか等を、先程言わっていました、ビデオ等を見てという話ですが、その程度で判断出来るのでしょうか。そこが疑問に思います。

森川次長

説明不足ですみません。この調査については、公道からの調査になります。特定空家等の場合については、空家法に基づく立ち入り調査が認められており、特定空家第1号の時のように写真で状態の確認等をして、判定基準でここになりますといった具体的な写真と調査票を基に判断してはどうかと思います。今回も特定空家については、空家法に基づく立ち入り調査をした上で個別の状態の写真を詳しく写真若しくはビデオを撮り、この点数で評価させて頂くことは可能かと思います。なお、管理不全につきましては、空家法でも立ち入り調査は認められていませんので、基本的には外観からの調査をメインに考えております。当然、中に入らないと分からない等については、あくまでも所有者に同意を求めた上で、対応をさせて頂くことになるかと思っていますので、判断基準については、詳しい写真、ビデオ等を活用しながら説明させて頂きたいと思っております。

議案（2）第1回空家等対策協議会での3提言

〈事務局より説明〉

常盤委員

この町の議員として定例議会で補助制度・支援制度・移住促進関連を提案させて頂いています。河合町において移住促進の施策というのは、国の制度としての100万円が毎年計上されています。これは実際に支出したことありません。それであれば、不十分ではないのかというところで危惧しております。十分に精査した上でということも理解出来ますが、車で走って10分もすればそういった政策を行っている自治体があるので、河合町がそこに立ち遅れてはいけないと考えますので、しっかりと考えて頂き、検討して頂きたいと思います。

岡田課長

移住定住におきましては、政策調整課が主で担当しておりますので、現在、協議をしているところです。空家対策の住宅課と何を協議しているのかということについては、移住定住というツールの中で、空家利活用の受け皿になるというところについて、何かしらの形で移住定住と結び付けていかないといけないというところを考えております。例えば、空き家バンクに登録して頂く等になるかと思いますが、 $+ \alpha$ で先程委員がおっしゃられたような補助金制度というところも、もちろん検討する必要があるということは認識しています。現在、近隣自治体の補助制度というのを把握していますが、その制度があるからその地域にいくということではなくて、たまたまそこにいったらその制度があったから補助金を頂いたというようなことも聞いています。そうではなくて、河合町独自の地勢があつて、だからこそ補助金を申請し、河合町を選択肢に入れて頂くといった展開を考えながら政策調整課と話をしていきたいと思っております。予算組みにつきましては、空家対策に関わることの補助金であれば、住宅課のところで補助金を付けることになるでしょうし、例えば、引っ越し費用に掛かる補助金であれば政策調整課に付ける等、予算組みの関係も含めて検討していく必要があると、事務局としても考えているところです。

伊藤委員

子どもの年代がちょうど結婚したり、家を買ったりする年代で、どこに家を買おうかということを検討している方が周りにいているのですが、先程言われていた、補助金があるからそこに行くというのではないなど私も感じます。ただ、どうしても河合町の宣伝があまり上手く出来ていない感じがして、ほとんどの若者が町外に出てしまったなと思っています。すごくもったいないくて、私自身、河合町は他の町に全然負けていないと思うのですが、若い人たちにアピールが上手く出来ていなくて、補助金を利用しても何でも良いのですが、河合町に来て頂けるような広報が上手く出来ればと思います。教育に関しても、文化的な施設に関しても、駅からの距離や、大阪への行きやすさといった意味でも、決して他の町に負けていないどころか、駅も多く、良いところが沢山あるのに、どうも若い人に選んで頂けないというところにすごく課題があるような気がします。それを補助金もからめながら、上手に広報し、若い世代に来て頂かないと、学校も縮小されてしまって、さらに河合町内の学校も選んでもらえなくて私立に行く、又は国立に行くといった子どもも増えているというところに危惧を覚えていますので、そういう面も含めて検討が出来たら良いのではないかと感じています。

森川次長

河合町の宣伝不足ということで、前から聞いております。宣伝等については、政策調整課の広報の係になりますので、担当課長の方には、協議会で宣伝・広報をもう少しして頂けないかと意見があったということを必ず伝えさせて頂きます。

伊藤委員

子どもがどんどん減っていますので、急いだ方が良いと思います。

常盤委員

議会の中でも空家対策とは人口問題だと話をしています。町全体の問題であり、そう考えると、1つの部署が担当しているというだけではなくて、横の繋がりをしっかりともって、複合して問題に対処するという形をすべきではないのかと、以前から申し上げております。私以外の議員も言っております。その中で、今後検討して頂きたいのは、こういった協議会は密接にまちづくりに関連するので、会議を行われる際には政策調整課の課長に出来れば立ち会って頂くのが一番良いのではないかということを昨年度から各議員が申し上げております。もっと横の繋がりを生かすような会議の運営も考えて頂きたいと思います。

森川次長

今年度になり、移住定住の担当である政策調整課と空家関係の住宅課とで、人口増加に繋がるひとつとして、担当者レベルで話し合いをさせて頂いています。今年度中にどういった形で進めたら良いのか等含めて議論する予定です。移住定住だけではない可能性もあります。後程、話が出てきますが、空家等対策協議会以外に府内連絡会議という、空家に關係する担当課の職員での会議があり、そちらでも今後、いろんな話を詰めていく予定です。府内連絡会議を開催する中で、移住定住が第一になってくるとは思いますが、もう少し煮詰めた中で、どこかのタイミングで協議会に入って頂けるような内容が決まりましたら入って頂けたらと思っています。もう少し、政策調整課の担当と話をし、方向性が確実になれば、その辺も含めて考えさせて頂きたいと思います。

牛島委員

②市街化調整区域の特例措置（特区）はすでに出来ており、出来てから時間が経っていると思いますが、その進捗状況等は分かりますか。

森川次長

正式な数は覚えていないのですが、今回の佐味田地区の特区については、市街化調整区域の中にある、宅地の横に連携した農地について、本来は調整区域であれば農家住宅、農家判定若しくは開発申請という話になりますが、人が暮らすための施策ということで、農家判定は取らなくても、市街化区域と同じような農地転用区間の手続でいいけるというようになっております。以前、農業委員会を担当させて頂いており、1件対応させて頂いた記憶があります。かなり年数は経っております、今現在どのくらい進んでいるのかということは確認できておりませんので、次回協議会か若しくは、議事録をみなさんに報告させて頂く時に、この内容については報告できるかと思います。

議案（3）第1回空家等対策協議会に関する各委員からの意見

〈事務局より説明〉

常盤委員

②利活用について、資料の10ページですが、空家の認定だけでは町は活性化しないので、移住促進も含めた利活用まで協議を進めたい、次に移住促進を含め、新事業の検討、各種イベント、住民サービス、企業誘致、観光業の推進等、色々と検討しなければならないという意見が出されたということですが、6月の定例議会では、移住促進のプランが、河合町は全く見えません。それを基に、ご縁のある他の市町村の移住促進をどのようにしているのかと紹介して頂きました。その上で、課題としてすべきことは、今タブレットで河合町のHPを開いているのですが、バナーが何枚かです。そこに移住促進に関してのバナーがないです。魅力を発信するということに関して言えば、口頭で申し上げますが、ふるさと納税・古墳印帖のプロジェクトくらいです。その他でバナーとしてあるのは、河合町LINEのお友達募集中・古墳印を集めよう、これは古墳印帖に関連するバナーです。それと、お店のイメージアップや集客に活用しませんかという有料広告募集中といつたくらいです。河合町とは、何ぞやと、今はSNSの時代ですので、訪れる前にネットを見ます。その際に他の市町村ですと、こんな魅力のある町ですよというPRをバナーなり、動画なりで表している所はいっぱいあります。そこに資本を投下すべきだと思います。みなさんのご知恵を集約して、しっかりとしたものを作りたいと考えます。意見だけ、このようにありましたよというので済ますのではなくて、まず、すぐに出来ることから取り組んでおくべきではないかと考えますが、現在の進捗状況はどうなっていますか。

岡田課長

まず、補助金制度については、先程委員がおっしゃられた通り東京圏からの移住促進という部分の補助金があります。実績としては、問い合わせはありますか、結びついていないというところで、他の河合町独自の補助金というのを創出させていこうというところが、現在の進捗です。実際、8月の半ば頃に、その件について政策調整課と話をさせて頂きました、先程申しましたような、実のある補助金というのを検討していこうという段階で、そこに対する予算要求等はまだ出来ていません。移住促進、定住促進については、平成28年度から総合戦略という部分で行っています。平成28年というと10年くらい前の話で、その時のことを思い起こせばどうかというところはありますが、一旦、令和2年度まで行い、新しい総合戦略ということで、新総合計画を立ち上げ、そこに総合戦略として、河合町の人口減少対策があり、現時点の河合町の進め方であると判断しております。

常盤委員

SNSや河合町のHP等を見て、河合町の魅力、またどのような施策をしているのか、そういうものが、ぱっ見て分かるようなHPの作り方、またSNS上のアカウントの作り方をしっかりと考えるべきだと思います。その辺のところは来年度に向けて検討されていますか。

岡田課長

情報発信ということにつきまして、行政情報の部分については、固いイメージがあり、若い方からすると、なかなか受け取ってもらえないというところと、そもそも知ろうとしないというところも、若干あるのかなと思います。そのために河合町としては、出来るだけ柔らかい表現をして、発信するツールというのを広げてまいりました。広報誌を見て頂いたら分かると思いますが、見せ方としては、10年前の広報誌と今の広報誌とでは、明るさや構成等で、かなり違いがあるかと思います。それがイコール、委員がおっしゃられている移住定住に繋がるのかという部分は、また別の問題かもしれません、河合町はこんなに良いところだという自慢も含めての表現の仕方、ツールの在り方、見せ方といった部分につきましては、今ご意見を頂きましたことを政策調整課と調整させて頂きたいと考えております。

常盤委員

最初から100点を目指してやらなくて良いのではないですか。多少、突っ込みどころがあつても良いと思います。町内外から、こんな感じでもっと魅力をこういう風に伝えたら良いのではないですかという声があつて、それで直していくべきだと思います。それを繰り返していくことで、良いものが出来ていくので、最初から100点を目指して検討をずっと続けてというのが河合町の悪い癖です。文句言われないように、突っ込み所がないようになるべくしっかりとしたものを作ろうという、どうしても先に立ってしまうことがあるので、そこはブレーキをして頂いて考えて頂けたらと思いますが、いかがですか。

岡田課長

1つ1つ失敗を恐れて出来ないということは問題かもしれません、なかなか役場という仕事柄、確実性を求められることもあります。もちろんご理解して頂いた上で、そういう手段をしても良いのではないかというご意見として承りました。

藤岡委員

利活用の件で、各種イベントでという話があったかと思いますが、10月26日に、河合町の社会福祉協議会主催で、商工会さんに協力をして頂いて、「KAWAI笑音（ええね）フェス」を開催する予定です。そこで、総合窓口のブースを設ける予定になっていますので、利活用の宣伝等が可能かと思いますので、また協力できたらと思います。宜しくおねがいします。

伊藤委員

女性メンバーについてですが、とうとう私一人になってしまい、どなたにお願いするという問題もあるかと思いますが、この時代にこの人数の割り振りは少し不自然だと思いますので、早急にお願いできたらと思います。後、年代ももっとバラエティに富んだ方が良いと思いますので、ご検討頂けたらと思います。

森川次長

要綱上の委員の人数は15名以内となり、現在14名で、1名が空いている状態です。いろいろな項目によって、意見等を出して頂く臨時委員という枠があります。以前から、女性委員のことは聞かせて頂いており、今回、渡辺委員が代わってしまいました。定数として委員は1名空いており、臨時委員を呼ぶことも可能と要綱で定めておりますので、伊藤委員の意向も踏まえて、事務局的にも、子育て世代として入って頂いており、女性の意見も必要だと思いますので、会長・副会長と相談させて頂きながら、どう出来るのか考えたいと思います。次回の協議会で何とか答えを出せればと思っていますので、相談させてください。

議案（4）空家等対策協議会への傍聴

〈事務局より説明〉

常盤委員

傍聴の取り扱いについては新たに情報を設定する必要がある、若しくは会長の権限で判断するということになると思いますが、現会長の林田会長としましては、どのようにお考えされているのか、お聞きしたいのですが、いかがですか。

林田会長

他市町村の空家等対策協議会での経験上ですが、先程事務局から説明がありましたように、突発的に個人情報に関する急ぎの案件で、それが例えばですが、特定空家に認定しなくてはならなく、調査内容や写真、地番、所有者又は相続人の氏名といったものは、全て個人情報に関するものなので、以前はこの会議では黒塗りにしていたという経緯がありましたが、黒塗りにしてしまうと、町内の何処の案件に対して議論されているのかが、非常に判然としないので、議論が進まないこともあります。思い切って、要綱の第9条の守秘義務で、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。とあるので、最初から黒塗りにしておいて欲しいということも正しい論理ではありますが、黒塗りにしていると何の議論をしているのか分からないというのも正しい論理ですので、黒塗りにはせず、みなさんにおかれましては守秘義務を守って頂き、配布した資料は最後に回収をして、みなさんのお手元には残らない状態にし、傍聴人には、部屋におられれば退出して頂き、外で待たれている場合は、個人情報に関する議論が長引いているのでお待ちくださいというような対応を何回も見たことがありますので、そのような趣旨で、守秘義務等、それからあえて非公開にする必要があるという第8条の第5項があるものと理解します。もしご賛同頂けるのであれば、河合町空家等対策協議会もこのようにするのが、取扱い上良いのではないかと考えております。

常盤委員

本日、朝守委員が欠席ですが、個人情報保護法と照らし合わせて、傍聴とその取り扱い条項といったことを踏まえて、法的にどういった形で判断されるのかということを、欠席されると事前に連絡頂いていると思うのですが、その際に、教えてくださいといったやり取りをしたのかどうか教えて頂けますか。

森川次長

朝守委員の欠席は少し前に頂いただけですので、この件についての取り扱いについては、まだ確認できていません。今日のみなさんの意見を踏まえて、朝守委員の方には相談させて頂きたいと思っております。

林田会長

今まで、傍聴の希望はありましたか。

森川次長

昨年度までは、問い合わせは何件かありましたが、実際の参加手続等はしていない状態で、今年度に入って、傍聴したいということを、岡田課長の方に相談がありましたので、新たに審議させて頂いています。

高岡副会長

傍聴をする人にも守秘義務というのがあると思います。こんなことがあった、あんなことがあったと漏らすようなことがあつたら困ります。守秘義務を守って頂くべきではないかなと思いますので、そういうことを謳っておかないと駄目かなと思います。

林田会長

傍聴したことがあるということと、傍聴の希望があったということを分けて考えないといけないのですが、傍聴希望の場合ですと、この空家等対策協議会が傍聴希望者が出るほど注目されているということが分かります。町内外の一般の方にも影響のあることだと思います。ただし、守秘義務となると非常に専門的な事を議論しています。空家には所有者・地権者がいてますので、その相続人等の個人名が分かるような議論をするということもあり得ます。会議は原則として公開としますが、ただし会長又は委員の半数以上が必要と認めるときは、非公開となります、議題によってはということです。議題は会議の始まる前にはっきりしていますので、本日の議題で突発的な内容が入る場合もありますし、そうではなく、今回は1か月以上前から分かっていることで、今回は非常にセンシティブな相続の話をする予定であるので傍聴はお断りし、非公開とします。但しその議題が例えば1番目にあつたらそれを先に行うか後にするかということを調整し、その議題が済んだ後に傍聴人にお入り頂くという流れになると思います。我々の責任になりますので、そういうことをみなさんの共通認識ということで、取扱い頂きます。ですが、しっかりと空家の問題に対しては取り組んでいくということで宜しくお願ひします。

常盤委員

傍聴が可能ということで宜しいですか。

林田会長

傍聴とは記載されていなくて、会議は公開とすると資料の3ページの第8条第5項に記載されています。なので、非公開で密室の中で行っているわけではなく、基本的に会議は公開で、個人情報は一つの例ですが、公開とすべきでない案件を議論する場合は非公開とすることが出来るということで謳われています。

常盤委員

高岡副会長が憂慮されたのは、傍聴者が個人情報若しくは得られている情報によって、誰のことかと類推されるようなことがあり得るので、しっかりと傍聴の際には、その辺のところに断わりを入れるべきではないのかという意見でした。その上で考えるのであれば、基本的に公開なので原則として、傍聴される方は受け入れるということになりますが、傍聴される際の受付で何らかの、例えば第9条の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。といった条文に準ずるような形で、傍聴者はこの会議で知り得た情報を公開してはならない等、同意のサインを頂くといった形を取れば、高岡副会長が憂慮していることもカバーリング出来るのではないかと思います。その辺のところは如何ですか。

林田会長

常盤委員が言われるように、懸念は払拭すべきかと思いますが、一方で会議を開くと記載していることにも意味があると思いますので、傍聴受付の際に予めそういうことがあると傍聴がしにくく、そうするとこの会議は、客観的に見て密室で行われているのか、非公開なのかと言われても私としては不本意なので、公開とするというところの意味を重んじて進めていきたいなと思っています。ただし、明らかである場合はお断りすれば良いので、お断りしないで入れたということは、我々が職務上知り得た秘密を漏らしてはならないということで、個人情報や他の法律に触れることがないという前提なので、そこでチェックポイントが一つ働きます。まだそこまでセンシティブな議案が私はみていないので、申し上げにくいのですが、他市町村や過去の河合町の議案で黒塗りがあったところは、確かに違和感を覚えていますので、あれは黒塗りにせずに住所等くらいであれば開示して、議論がきちんと進むようにし、その議論があるので傍聴人は少し待ってくださいということで公開にするというのが、この趣旨に一番合う方法ではないかと思います。

これまでの協議会の中で、個人情報の取り扱いにつきましては、対象となる空家の所在地はオープンにしています。所有者や相続人等の情報については、住所も名前も黒塗りで対応させて頂いていました。あくまで家屋についての問題を判断して頂きたいということで個人情報は抜かせて頂いていました。今回、協議会の傍聴関係の話をして頂いた中で、事務局としては、特定空家等、管理不全空家等の対応を議論することが当然出てきます。河合町という狭い区域のことですので、傍聴された方が空家の写真や位置図を見ればある程度の場所や所有者が分かってしまう情報もあり得るということも考えられますので、特定空家等、管理不全空家等に係る議題については非公開として頂けたらありがたいと思います。それ以外の利活用等含めての議題については公開しても良いと思っております。特定空家等、管理不全空家等の個人情報に絡む議題だけは非公開にして頂けたらと思っております。今後、協議会の資料としては、会長もおっしゃられたように、個人情報を開示させて頂き、会議終了後にその資料は回収するという方法もありますし、委員には守秘義務もありますので、責任を持って保管して頂くという方法もあると思います。そこはもう少し考えていただきたいと思っています。

森川次長

法律に基づいて特定空家等が手続き上、公示されるタイミングがありますが、それ以降は個人情報の取り扱いを気にしなくて良い訳ですよね。

常盤委員

空家特措法及び河合町の条例に基づいて、氏名等の公表という措置があります。氏名等公表をHP等でさせて頂きますので、公表をしましたら、全て出すことも可能とは思っております。

森川次長

報告（1）特定空家等（第1号）への対応報告

報告（2）河合町 空き家勉強会 7月26日（土）開催 町立公民館

報告（3）NPO法人空き家コンシェルジュ「セミナー」と「相談会」

報告（4）河合町空家等対策庁内連絡会議

報告（5）令和7年度空家対策の状況

報告（6）北葛4町空家担当者情報交換会

報告（7）空家所有者からの意見

報告（8）次回協議会の日程調整

〈事務局より説明〉

— 各委員からの特定空家等に関する意見については個人情報を含んでいるため割愛 —

提言として申し上げたいと思います。（2）河合町空き家勉強会、7月26日（土）開催の資料の方を頂きました。こちらの方の勉強会は2回目で、1回目に参加をさせて頂きました。同じ講師の方にレクチャーして頂いて、非常に勉強になりました。講師の方は土地勘もある方で、河合町をよく分かっておられる方です。そうした中で空家対策の部分のいろいろなお話をされるというところがあります。空家等対策協議会というものは、式次第にもあるように、移住促進や空家の利活用といった話に移りつつあるというところを考えますと、先程お話しにあつた設置要綱の第5条に協議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。とありますので、先程、女性と男性の比率の部分で考えておられるという話でしたが、空家に対しての利活用のノウハウをお持ちでおられる、こういった方にも声をかけて頂いて参画して頂くということも検討すべきではないかと思います。ただ、一つ問題があって、この方は男性です。そうなりますと、女性と男性の比率という部分では、さらに男性の比率が上がる可能性はありますが、そのところは少し考えて頂いて、出来れば参画して頂きたいと思いますので、宜しくお願ひします。

常盤委員

森川次長

1回目は豆山の郷で議員さん向けにさせて頂き、2回目は住民さん向けにさせて頂きました。オフィスリボンという会社ですが、先程言いました、空家対策プラットフォームというのが、令和5年から、どのような形を作っていくかと煮詰めており、コンサル的な会社として、大和まちづくりコンサルタントとオフィスリボンの2社で協力して頂きながら、プラットフォームをどうするのか話をしています。令和8年度に設置するという予定で動いており、空家等対策協議会の中でもプラットフォームについて、今後話をしていこうと思っておりますので、ある程度煮詰まった段階で、町の空家施策の1つとして報告をさせて頂き、いろいろなことを含めて対応する中で必要であれば協議会で、こんな事例がありましたと報告等させて頂きうと思っております。その時は特別枠ですがプラットフォームに関係するということで、オフィスリボンと大和まちづくりコンサルタントには入って頂くことは考えておりますので、その時は案内させて頂きますのでよろしくお願ひします。

常盤委員

臨時委員として参画できないかということを検討して頂きたいという話です。回答は結構ですので、検討よろしくお願ひします。

閉会